

留 意 事 項（実践者研修）

- 1 三好市，東みよし町に所在する介護保険施設・事業所等については，文書中「市町村」を「みよし広域連合」と読み替えてください。
- 2 申込者が定員を超えた場合には，原則として各施設・事業所ごとに1名を限度として受講者を調整させていただきますので，ご了承ください。
- 3 2の場合で，受講者の決定後は受講者の変更はできませんので，確実に受講できる方の申込みをお願いします。
- 4 受講料として10,000円が必要です。
受講料については，当日受付で必ずお支払ください。
一旦納付された受講料はお返しできません。
なお，研修期間中に係る経費（教材費，食費代等）は，受講者の負担となります。
- 5 地域密着型サービス事業所開設予定者についても，市町村の長を通じて申し込むこととなっておりますので，該当市町村の担当課等へご相談ください。
開設予定者とは，開設が具体的に進んでいる事業所を指します。よって，単に将来的に開設を考えているような事業所は，具体的になった段階でお申し込ください。
- 6 「認知症対応型サービス事業管理者研修」については，実践者研修（旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を含む）を修了している者が研修対象者となりますので，ご注意ください。
- 7 申込みの際は，返信用の140円切手を同封してください。

【お問合せ先】

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課
在宅サービス指導担当 加賀
電 話 088-621-2192
ファクシミリ 088-621-2840